

「子どもの権利条約」を読む

— 十三歳の少女が訴えたこと

●早稲田大学教育学部教授

町田守弘

(まちだ・もりひろ)

イラク戦争に関する記事が連日報道されるさなか、二〇〇三年三月二十七日付の『朝日新聞』に「十三歳米少女が反戦演説」という記事が掲載された。カナダの国境近く、メーン州プレススクアイルに住む十三歳の少女、シヤルロット・アルデブロンスピーチが、インタナーネツトを通して世界に発信され、多くの反響を呼んでいるという。少女は子どもの人権問題を扱うサイトなどを積極的に検索して様々な調査を実施し、その結果をもとに「私たち、子どもの声が聞かれますか」と訴える作文を書き上げ、スピーチをした。『朝日新聞』紙上で紹介された訳文（藤原泰子・訳）の中には、次のようなメッセージがあった。

イラクの二四〇〇万人の国民の半分が十五歳より下の子どもなんです。一二〇〇万人の子どもです。私みたいな。(中略) だから、私のことを見て下さい。よく見て下さいね。イラクを攻撃するときに考えなきゃいけないことが分かるはずですよ。みんなが破壊しようとしているのは、私みたいな子どものことなんです。

ハイテク武器、情報戦、心理戦、長期化等々のことばによつて報道される戦争記事の中で、この少女の素朴な訴えには確かなリアリティが感じられる。戦争の是非について相対的な価値観で論ずることの虚しさを知らせてもくれる。少女はさらに、次のように訴えた。

いつものように私は、どう感じるか伝えたいと思います。ただし、「私」ではなく、「私たち」として。悪いことが起きるのをどうしようもなくただ待っているイラクの子どもたちとして。何一つ自分たちで決めることはできないのに、その結果はすべて背負わなければならぬ子どもたちとして。声が小さすぎて、遠すぎて届かない子どもたちとして。

この「いのちを継ぐ」という特集でまさに「いのち」について考えようとしたそのときに、かけがえのない「いのち」が深刻な危機にさらされる戦争が勃発した。戦争の世紀でもあった二十世紀の反省のうえに出発したばかりの新たな世紀に、世界は再び戦争へと突き進み、破滅への一步を踏み出してしまふのだろうか。いまわたくしたちは何をしなければならぬのか、そもそも何をすることができなのか、身近なところから考えを進めるしかない。

十三歳の少女のまなざしは、子どもの「いのち」ととらえている。それは、一九八九年十一月二十日に第四十四回国連総会において満場一致で採択された「子どもの権利条約」に深く関わる内容となった。基本的な人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であるが、一九〇を超える国と地域が締結している。日本は一九九四年四月二十二日にこの条約を批准し、世界で一五八番目の締約国となった。国際社会が様々な形で戦争と向き合わざるを得なくなつたいま、改めて「子どもの権利条約」を読んで、子どもたちの「いのち」について考えをめぐらすことにしたい。

「子どもの権利条約」は、前文（二三項）、第Ⅰ部（四一カ条）、第Ⅱ部（四カ条）、第Ⅲ部（九カ条）の合計五

四カ条から成る。このうち第Ⅰ部に、具体的な「子どもの権利」の実態が細かく規定されている。先に紹介した少女のメッセージに特に関連するのは、第六条と第二二条および第一三条である。

第六条は二項から成るが、日本政府の訳文によれば次のように記されている。

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

日本ユニセフ協会では「抄訳」を出してホームページ上で公開しているが、それによれば同じ第六条は次のように表現されている。

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

この「生きる権利」はもちろん子どもに限ったものではなく、日本国憲法においてもすべての人に保障された

権利である。ただし、特に単独で生活することが困難な子どもに対しては親や国家によってしっかりと保障される必要がある。

小口尚子と福岡鮎美による『子どもによる 子どものための「子どもの権利条約」』（小学館、一九九五・八）は、アムネスティ・インターナショナル日本支部主催の「子どもの権利条約翻訳・創作コンテスト」において最優秀賞を受賞したもので、当時中学二年生だった二人の生徒の作品をまとめたものである。子どもの立場から、生き生きとしたことばによって「子どもの権利条約」のメッセージが伝えられた秀作と言えよう。その第六条に着目してみたい。その条文には「いのちのこと。」というタイトルが付けられている。

1 ほくらは、生きてていいんだ。／ほかの人に殺されていいはずがない。／苦しんでなきやいけないとか、／痛い思いをしなきやいけない、／なんてことは、／絶対ない。

2 だから、どんなときも、／ほくらが元気に生きて、育っていけるように、／できることは全部してほしい。

いま同じ条文を、日本政府、日本ユニセフ協会、そして十四歳の生徒のそれぞれの訳によって引用したわけだが、最後に引用した訳文が特に強いインパクトをもって読む者の心をとらえることに気づく。それは、冒頭で紹介したイラク戦争に対する少女のメッセージと見事に符合するインパクトでもある。法律の条文特有の言い回しから解放され、生き生きとしたことばによって表現されるとき、メッセージは強く相手の心に響くことができる。「ほくらは、生きてていいんだ」という自明であるはずの権利が、戦争という状況の中で瞬時に奪われてしまうことの不条理を看過することはできない。いままさに世界の国々の大人たちは、この「いのちのこと」の原点についてよく考える必要がある。

ところで前に引用した箇所において、少女は自らのメッセージをしっかりと表現するという決意表明をした。実はこのこともまた、「子どもの権利条約」の中に明確に謳われている。それは主に第一二条および第一三条に規定されているわけだが、紙幅の関係から日本ユニセフ協会による抄訳で紹介する。

第一二条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。そ

の意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第二三条 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が明確にされている。そしてまた、表現の自由も保障されている。アメリカの少女がインターネットというメディアを通して、すべての子どもたちに共通するはずのメッセージを広く世界に向けて発信したことは、この条約の精神に合致するところとなろう。ともすると自明であるはずのことにさえ、目配りができなくなってしまう大人たちへの警鐘として、十三歳の少女のメッセージとともに改めて「子どもの権利条約」を読むことは、大いに意味のあることに相違ない。

(注) シャーロツテ・アルデブロンの記事原文は、

<http://www.wiretapmag.org/story.html?StoryID=15291>

《参考文献》

『季刊子どもの権利条約』（エイデル研究所、一九九

八・八〜二〇〇二・二）／喜多明人『新時代の子ども
の権利——子どもの権利条約と日本の教育』（エイデル研
究所、一九九〇・十）／永井憲一編『子どもの権利条約
の研究』（法政大学現代法研究所、一九九二・五）／鈴
木祥蔵・山本健治編『子どもの権利条約』を読む』（栢
植書房、一九九三・六）／樋渡直哉『子どもの権利条約
とコルチャック先生』（ほるぶ出版、一九九四・一）／
喜多明人『新世紀の子どもと学校——子どもの権利条約
をどう生かすか』（エイデル研究所、一九九五・五）／
小口尚子・福岡鮎美『子どもによる 子どものための
「子どもの権利条約」』（小学館、一九九五・八）／中野
光・小笠 毅編著『ハンドブック子どもの権利条約』
（岩波書店、一九九六・五）／大田 堯『子どもの権利
条約を読み解く——かわり合いの知恵を』（岩波書店、
一九九七・四）／喜多明人『活かそう！ 子どもの権利
条約』（ポプラ社、一九九七・十二）／永井憲一他編
『新解説・子どもの権利条約』（日本評論社、二〇〇〇・
六）

(注) 「子どもの権利条約ネットワーク」のホームペー
ジには、多くのリンクと参考文献が出ています。

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

子どもの権利条約(抄)

ほんとのまえおき

『子どもによる子どものための
「子どもの権利条約」』
小口尚子・福岡鮎美(小学館)より

みんな仲良くするためには、どうしたらいいだろう？
どうしたらいいと思う？

まず、相手が「いやだなあ」と思うことを
言ったりしたりするのはやめようよ。

これ、大事だよ。

だって、したらみんな「いやだなあ」って思わないでしょ。

どんな人にも、「いいところ」と「わるいところ」がある。

だから、その人の「わるいところ」ばかり見て、

「あの人はわるい人だ、自分のほうがいいや」なんて思うのは、
やめてほしい。

「あの人はわるいから」って悪口を言ったり、ばかにしたり、

いじめたりするのは、もう絶対やめてほしい。

これが、ひとつめ。

あと、何だろう？

自分もほかの人も、同じように、

いろんな「やっつけていいこと」があるってのを覚えておかなきゃ。

たとえば、

「ぼくらはサッカーをしてもいいけど、

あいつはやっちゃいけない」ってことは、

絶対ないことなんだ。

でも、その子がケガをしていて、走りまわるとひどくなるから、

前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明され
た原則によれば、人類社会のすべ
たの構成員の固有の尊厳及び平等
のかけ奪い得ない権利を認めるこ
とが世界における自由、正義及び
平和の基礎を成すものであること
を考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際
連合憲章において、基本的人権並
びに人間の尊厳及び価値に関する
信念を改めて確認し、かつ、一層
大きな自由の中で社会的進歩及び
生活水準の向上を促進することを
決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び
人権に関する国際規約において、
すべての人は人種、皮膚の色、性、
言語、宗教、政治的意見その他の
意見、民族的若しくは社会的出身
財産、出生又は他の地位等による
いかなる差別もなしに同宣言及び
同規約に掲げるすべての権利及び
自由を享有することができること
を宣明し及び合意したことを認
め、(中略)

っていうときとかは、やめたほうがいいかもしれないんだけどさ。それでも、「やる」「やらない」って決められるのは、その子自身なんだから、ね。

これ、ふたつめ。これくらいかなあ？ きつとこれくらいだよね。

こうすればみんなと仲良くできる。学校の中でも、地球に住む人全員でも、きつと。

べつに肌の色がうすくつてもこくつてもその中間くらいでも、髪の毛が金色でも茶色でも白でも灰色でも黒くても赤くても

ほかの色でも（あるいはなくつても）、

どんな顔でもどんな大きさでも、

男でも女でも（どっちでもない人も）、

どんな言葉を話しても、

どんな神様を信じても（信じなくても）、

どんな性格でもどんな考え方をしても、

お金持ちでも貧しくても、

どんな家に生まれても、

さつき言った「やっつていいこと」ってのは

みんな生まれつきおんなじなんだ。忘れないでね。（中略）

この「子どもの権利条約」をもっといろいろな人が知って、もっとたくさんの方がそれを守ったなら、きつと、たくさんの子どもの命が助けられる。たくさんの子どもの、命が消えることがなくなる。だから、いっぱい数はあるけど、少しづつ。考えよう。知らう。考えよう。少しづつ。ひとつひとつ。

第30条 多いもんにしたがう必要はない。

顔や体の特徴がその国の多くの人と違ったり、その国の多くの人とは違う神様を信じていたり、その国の多くの人とは違う言葉を話している数の少ない人たちや、先住民の人たちがいる国では、子どもたちは、大人たちといっしょに、自分たちに伝わるものを大事にして、自分たちが信じる神様を信じて、自分たちの言葉をつかっている。あたりまえなことなんだよ。だつて、大事なことなんだよ。

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。